

令和8年2月公募実施分

自動販売機設置事業者 募集要項

令和7年 11 月

静岡市財政局財政部管財課

TEL 054-221-1181

FAX 054-221-1015

【静岡市ホームページ】 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/jigyousyabosyu/s003681.html>



目 次

募集概要

- 自動販売機設置事業者募集要項 1
- 賃貸借契約書等 15

様式

- 売上報告書 19
- 応募申込書兼誓約書（様式1） 21
- 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式2） . . . 23
- 応募価格書（様式3） 27
- 委任状 29
- 使用印鑑届 31
- 賃貸借契約書記載事項変更届（様式4） 32
- 応募受付案内図 33

自動販売機設置事業者募集要項

1 趣旨

静岡市では、市有財産の有効活用を図りながら、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、市庁舎等の一部を賃借して自動販売機を設置、運営する事業者を募集します。

この募集要項は、設置事業者を公募により選定する手続きについて必要な事項を説明するものです。

2 参加資格

応募する者は、次に掲げるすべての条件を満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書第1項（p. 23）の規定に該当しないこと。
- (3) 法人にあっては静岡市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては静岡市内で営業を営んでおり、静岡市の市民税（法人市民税又は個人市民税）を納付していること。
- (4) 自動販売機の設置、運營業務について3年以上の実績を有していること。

3 設置上の遵守事項

自動販売機の設置、運営については下記の事項を遵守してください。

- (1) 常に商品の賞味期限に注意するとともに、補充を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、常に清潔を保つよう適切に回収と処理をすること。なお、自社以外の使用済み容器等が投入された場合にも責任をもって処理すること。
- (3) 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置を講じる等、安全に十分配慮すること。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情について対応するとともに、自動販売機本体のわかりやすい位置に自動販売機の管理者の会社名又は管理者名並びに故障時の連絡先を明記すること。
- (5) 上記のほか、物件調書に記載された施設ごとの特記事項等を遵守するとともに、施設管理者からの指示事項に誠実に協力すること。

4 公募する物件

- (1) 公募の受付は、物件番号ごとに行います。
- (2) 設置は物件番号ごとに各1台です。
- (3) 物件調書に別途記載がない限り、貸付面積には回収ボックス及び放熱スペースを含みます。
- (4) 各物件調書には、貸付条件に係る特記事項が記載されていますので、必ずご確認ください。物件調書の内容について、応募価格書の提出をもって同意したものとみなします。なお、条件外に応募をされた場合、応募価格書は無効とさせていただきます。

※物件の詳細は、静岡市ホームページでご確認ください。なお、物件によっては入札を中止する場合があります。

【静岡市ホームページ】

URL: <https://www.city.shizuoka.lg.jp/jigyousyabosyu/s003681.html>

【令和8年2月公募実施分 物件一覧】

※物件一覧表で網掛けとなっている施設は、指定管理施設のため維持管理費負担額を要する物件です。

物件番号	施設名	台数	住所	最低価格	担当課名
8-1-1	西ヶ谷資源循環体験プラザ	1	葵区西ヶ谷 553-2	5.0%	ごみ減量推進課
8-2-1	清水庁舎	1	清水区旭町6番8号	20.0%	管財課
8-2-2	清水庁舎	1	清水区旭町6番8号	20.0%	管財課
8-2-3	清水庁舎	1	清水区旭町6番8号	20.0%	管財課
8-3-1	静岡市立静岡看護専門学校	1	駿河区南八幡町8-1	20.0%	静岡看護専門学校
8-4-1	駿河区役所	1	駿河区南八幡町10番40号	20.0%	管財課
8-5-1	静岡市治水交流資料館	1	駿河区大谷二丁目24-11	20.0%	河川課
8-6-1	沼上収集センター	1	葵区薬師14-2	20.0%	収集業務課
8-6-2	沼上収集センター	1	葵区薬師14-2	20.0%	収集業務課
8-6-3	清水収集センター	1	清水区八坂町2102-1	20.0%	収集業務課
8-7-1	静岡市立清水看護専門学校	1	清水区宮加三1221番地の5	14.0%	清水看護専門学校
8-7-2	静岡市立清水看護専門学校	1	清水区宮加三1221番地の5	14.0%	清水看護専門学校
8-8-1	静岡市産学交流センター	1	葵区御幸町3-21 ペガサート6,7階	15.0%	産業政策課
8-8-2	静岡市産学交流センター	1	葵区御幸町3-21 ペガサート6,7階	15.0%	産業政策課
8-9-1	静岡市立清水病院	1	清水区宮加三1231番地	20.0%	病院経営企画課

8-9-2	静岡市立清水病院	1	清水区宮加三 1231 番地	20.0%	病院経営企画課
8-9-3	静岡市立清水病院	1	清水区宮加三 1231 番地	20.0%	病院経営企画課
8-9-4	静岡市立清水病院	1	清水区宮加三 1231 番地	20.0%	病院経営企画課
8-10-1	沼上清掃工場	1	葵区南沼上 1224 番地	20.0%	廃棄物処理課
8-10-2	沼上清掃工場	1	葵区南沼上 1224 番地	20.0%	廃棄物処理課
8-10-3	沼上清掃工場	1	葵区南沼上 1224 番地	20.0%	廃棄物処理課
8-10-4	沼上清掃工場	1	葵区南沼上 1224 番地	20.0%	廃棄物処理課
8-10-5	沼上清掃工場	1	葵区南沼上 1224 番地	20.0%	廃棄物処理課
8-10-6	西ヶ谷清掃工場	1	葵区西ヶ谷 553 番地	20.0%	廃棄物処理課
8-11-1	地域福祉共生センター	1	駿河区南八幡町3番1号	20.0%	福祉総務課
8-12-1	静岡市静岡老人ホーム	1	葵区吉津 1905-1	15.0%	高齢者福祉課
8-12-2	静岡市小鹿老人福祉センター (健康文化交流館「来・て・こ」内)	1	駿河区小鹿二丁目 25-45	15.0%	高齢者福祉課
8-12-3	静岡市蒲原老人福祉センター	1	清水区蒲原神沢 1363-4	15.0%	高齢者福祉課
8-12-4	静岡市清水折戸老人福祉 センター 羽衣荘	1	清水区折戸四丁目8-53	15.0%	高齢者福祉課
8-12-5	静岡市清水北部交流センター	1	清水区八坂町 2110-2	15.0%	高齢者福祉課
8-12-6	静岡市由比交流センター	1	清水区由比北田 450	15.0%	高齢者福祉課
8-13-1	葵消防署山崎出張所	1	葵区山崎二丁目3番地の8	20.0%	財産管理課
8-13-2	葵消防署南田町出張所	1	葵区南田町1番1号	20.0%	財産管理課
8-13-3	千代田消防署	1	葵区東千代田二丁目1番10号	20.0%	財産管理課
8-13-4	千代田消防署	1	葵区東千代田二丁目1番10号	20.0%	財産管理課
8-13-5	千代田消防署瀬名出張所	1	葵区瀬名一丁目 19 番 11 号	20.0%	財産管理課
8-13-6	駿河消防署東豊田出張所	1	駿河区聖一色 206 番地の3	20.0%	財産管理課
8-13-7	駿河消防署稲川出張所	1	駿河区稲川一丁目5番 12 号	20.0%	財産管理課
8-13-8	駿河消防署鎌田出張所	1	駿河区鎌田 54 番地の4	20.0%	財産管理課
8-13-9	駿河消防署用宗出張所	1	駿河区用宗二丁目7番5号	20.0%	財産管理課
8-13-10	清水消防署	1	清水区東大曲6番8号	20.0%	財産管理課
8-13-11	清水消防署高部出張所	1	清水区押切 1587 番地	20.0%	財産管理課
8-13-12	港北消防署	1	清水区庵原町 592 番地の3	20.0%	財産管理課
8-13-13	港北消防署庵原分署	1	清水区由比 716 番地の1	20.0%	財産管理課
8-13-14	港北消防署庵原分署	1	清水区由比 716 番地の1	20.0%	財産管理課
8-13-15	日本平消防署	1	清水区村松 625 番地の4	20.0%	財産管理課
8-14-1	静岡市工芸と歴史の体験施設 「駿府匠宿」	1	駿河区丸子 3240 番地の1	15.0%	産業振興課
8-15-1	静岡市葵生涯学習センター	1	葵区東草深3番 18 号	15.0%	生涯学習推進課
8-15-2	静岡市西部生涯学習センター	1	葵区田町三丁目 46 番地の5	15.0%	生涯学習推進課
8-15-3	静岡市北部生涯学習センター	1	葵区昭府二丁目 14 番1号	9.0%	生涯学習推進課
8-15-4	静岡市薬科生涯学習センター	1	葵区羽鳥本町5番9号	10.0%	生涯学習推進課

8-15-5	静岡市薬科生涯学習センター	1	葵区羽鳥本町5番9号	8.0%	生涯学習推進課
8-15-6	静岡市西奈生涯学習センター	1	葵区瀬名二丁目32番43号	15.0%	生涯学習推進課
8-15-7	静岡市南部生涯学習センター	1	駿河区南八幡町25番21号	15.0%	生涯学習推進課
8-15-8	静岡市長田生涯学習センター	1	駿河区寺田131番地の1	15.0%	生涯学習推進課
8-15-9	静岡市大里生涯学習センター	1	駿河区中野新田57番地の5	15.0%	生涯学習推進課
8-15-10	静岡市北部生涯学習センター 美和分館	1	葵区安倍口団地5番1号	15.0%	生涯学習推進課
8-15-11	静岡市辻生涯学習交流館	1	清水区宮代町5番75号	5.0%	生涯学習推進課
8-15-12	静岡市船越生涯学習交流館	1	清水区船越三丁目 12番74号	5.0%	生涯学習推進課
8-15-13	静岡市清水生涯学習交流館	1	清水区松井町7番22号	12.0%	生涯学習推進課
8-15-14	静岡市不二見生涯学習交流館	1	清水区村松534番地の2	5.0%	生涯学習推進課
8-15-15	静岡市折戸生涯学習交流館	1	清水区折戸四丁目 8番60号	5.0%	生涯学習推進課
8-15-16	静岡市飯田生涯学習交流館	1	清水区下野東9番1号	5.0%	生涯学習推進課
8-15-17	静岡市有度生涯学習交流館	1	清水区草薙一里山 3番1号	5.0%	生涯学習推進課
8-15-18	静岡市由比生涯学習交流館	1	清水区由比北田 457番地の1	8.0%	生涯学習推進課
8-15-19	静岡市三保生涯学習交流館	1	清水区三保松原町 39番地の5	15.0%	生涯学習推進課
8-15-20	静岡市駒越生涯学習交流館	1	清水区迎山町1番7号	15.0%	生涯学習推進課
8-15-21	静岡市蒲原生涯学習交流館	1	清水区蒲原新田一丁目 21番1号	15.0%	生涯学習推進課
8-15-22	静岡市蒲原生涯学習交流館	1	清水区蒲原新田一丁目 21番1号	15.0%	生涯学習推進課
8-16-1	静岡市桜の園	1	葵区内牧1560番地の6	15.0%	障害福祉企画課
8-16-2	静岡市清水みなとふれあい センター	1	清水区駒越西二丁目10-10	15.0%	障害福祉企画課
8-17-1	港湾会館清水日の出センター	1	清水区日の出町9番25号	15.0%	BX推進課
8-17-2	港湾会館清水日の出センター	1	清水区日の出町9番25号	15.0%	BX推進課
8-18-1	静岡市中央体育館	1	葵区駿府町2番80号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-2	静岡市中央体育館	1	葵区駿府町2番80号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-3	静岡市中央体育館	1	葵区駿府町2番80号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-4	静岡市中央体育館	1	葵区駿府町2番80号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-5	静岡市中央体育館	1	葵区駿府町2番80号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-6	静岡市南部体育館	1	駿河区曲金三丁目1番30号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-7	静岡市南部体育館	1	駿河区曲金三丁目1番30号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-8	静岡市南部体育館	1	駿河区曲金三丁目1番30号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-9	静岡市長田体育館	1	駿河区鎌田574番地の1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-10	静岡市長田体育館	1	駿河区鎌田574番地の1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-11	静岡市東部体育館	1	葵区東千代田二丁目3番1号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-12	静岡市東部体育館	1	葵区東千代田二丁目3番1号	15.0%	スポーツ振興課

8-18-13	静岡市東部体育館	1	葵区東千代田二丁目3番1号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-14	静岡市北部体育館	1	葵区松富四丁目14番1号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-15	静岡市北部体育館	1	葵区松富四丁目14番1号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-16	清水清見潟公園スポーツセンター	1	清水区横砂408-38	15.0%	スポーツ振興課
8-18-17	静岡市清水総合運動場	1	清水区清開二丁目1-1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-18	静岡市清水総合運動場	1	清水区清開二丁目1-1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-19	静岡市清水総合運動場	1	清水区清開二丁目1-1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-20	静岡市清水総合運動場	1	清水区清開二丁目1-1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-21	静岡市清水総合運動場	1	清水区清開二丁目1-1	10.0%	スポーツ振興課
8-18-22	静岡市西ケ谷総合運動場	1	葵区西ケ谷8番地の1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-23	静岡市西ケ谷総合運動場	1	葵区西ケ谷8番地の1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-24	静岡市西ケ谷総合運動場	1	葵区西ケ谷8番地の1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-25	静岡市西ケ谷総合運動場	1	葵区西ケ谷8番地の1	10.0%	スポーツ振興課
8-18-26	静岡市西ケ谷総合運動場	1	葵区西ケ谷8番地の1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-27	静岡市西ケ谷総合運動場	1	葵区西ケ谷8番地の1	10.0%	スポーツ振興課
8-18-28	静岡市西ケ谷総合運動場	1	葵区西ケ谷8番地の1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-29	静岡市ふれあい健康増進館	1	葵区南沼上1379番地の1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-30	静岡市有度山総合公園運動施設	1	駿河区小鹿1883番地の4	15.0%	スポーツ振興課
8-18-31	静岡市有度山総合公園運動施設	1	駿河区小鹿1883番地の4	15.0%	スポーツ振興課
8-18-32	静岡市有度山総合公園運動施設	1	駿河区小鹿1883番地の4	10.0%	スポーツ振興課
8-18-33	静岡市城北運動場	1	葵区大岩町1番20号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-34	静岡市城北運動場	1	葵区大岩町1番20号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-35	静岡市城北運動場	1	葵区大岩町1番20号	15.0%	スポーツ振興課
8-18-36	清水長崎新田スポーツ広場 スポーツ交流センター	1	清水区長崎新田207番地	10.0%	スポーツ振興課
8-18-37	清水長崎新田スポーツ広場 スポーツ交流センター	1	清水区長崎新田207番地	10.0%	スポーツ振興課
8-18-38	清水蛇塚スポーツグラウンド	1	清水区蛇塚30番地の5	10.0%	スポーツ振興課
8-18-39	清水蛇塚スポーツグラウンド	1	清水区蛇塚30番地の5	15.0%	スポーツ振興課
8-18-40	清水日本平運動公園庭球場	1	清水区村松3880-1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-41	清水庵原球場	1	清水区庵原町3000	15.0%	スポーツ振興課
8-18-42	清水庵原球場	1	清水区庵原町3000	15.0%	スポーツ振興課
8-18-43	清水庵原球場	1	清水区庵原町3000	15.0%	スポーツ振興課
8-18-44	清水庵原球場	1	清水区庵原町3000	15.0%	スポーツ振興課
8-18-45	清水ナショナルトレーニング センター	1	清水区山切1487-1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-46	清水ナショナルトレーニング センター	1	清水区山切1487-1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-47	清水ナショナルトレーニング	1	清水区山切1487-1	15.0%	スポーツ振興課

	センター				
8-18-48	清水ナショナルトレーニングセンター	1	清水区山切1487-1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-49	清水ナショナルトレーニングセンター	1	清水区山切1487-1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-50	清水ナショナルトレーニングセンター	1	清水区山切1487-1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-51	清水ナショナルトレーニングセンター	1	清水区山切1487-1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-52	清水ナショナルトレーニングセンター	1	清水区山切1487-1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-53	清水ナショナルトレーニングセンター	1	清水区山切1487-1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-54	静岡市蒲原体育館	1	清水区蒲原新田一丁目21-1	20.0%	スポーツ振興課
8-18-55	静岡市ふれあい健康増進館	1	葵区南沼上1379番地の1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-56	静岡市ふれあい健康増進館	1	葵区南沼上1379番地の1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-57	静岡市ふれあい健康増進館	1	葵区南沼上1379番地の1	15.0%	スポーツ振興課
8-18-58	静岡市清水総合運動場	1	清水区清開二丁目1-1	15.0%	スポーツ振興課
8-19-1	静岡市東部勤労者福祉センター (清水テルサ)	1	清水区島崎町223番地	15.0%	商業労政課
8-19-2	静岡市東部勤労者福祉センター (清水テルサ)	1	清水区島崎町223番地	15.0%	商業労政課
8-19-3	南部勤労者福祉センター (健康文化交流館来・て・こ2階)	1	駿河区小鹿二丁目25番45号	15.0%	商業労政課
8-19-4	静岡市北部勤労者福祉センター (ラベック静岡)	1	葵区本通七丁目11番地の9	10.0%	商業労政課
8-20-1	清水羽衣団地	1	清水区三保1550番地1	15.0%	住宅政策課
8-20-2	清水折戸団地	1	清水区折戸三丁目12番	15.0%	住宅政策課

【参考】物件調書の左上に記載の「新規・更新・切替」について

「新規」…現在設置されていないため、新たに設置を希望する物件

「更新」…既に貸付中であるため、継続して設置を希望する物件

「切替」…目的外使用許可により設置されているため、貸付による設置を希望する物件

5 参加申込書の提出先・問合せ先

【提出先】

静岡市財政局財政部管財課 財産管理係

住所 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1（静岡庁舎本館1階）

電話 054-221-1181 F A X 054-221-1015

e-mail kanzai@city.shizuoka.lg.jp（管財課メールアドレス）

【問合せ先】

募集要項全般・・・管財課 財産管理係

物件調書の内容・・・「物件調書」の各財産管理者（担当課）

6 契約方法及び契約の主な条件

- (1) 「2 参加資格」を満たした応募者の方から、物件番号ごとに応募価格書をご提出いただき、最も高い価格をご提案いただいた方と、自動販売機の設置に係る契約を締結します。

※各物件には応募条件等がありますので、必ず募集要項及び物件調書をご確認ください。応募価格書をもって同意したものとみなします。条件外に応募をされた場合、応募価格書は無効とさせていただきます。

- (2) 応募方法の詳細については、「7 公募申し込み方法」をご覧ください。
- (3) この契約は地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。契約書はpp. 15-18の書式を使用します。
- (4) 契約期間 物件調書に記載のとおり
- (5) 貸付料は、自動販売機の売上（税込）金額の何パーセントとするかをご提案いただき、その金額（消費税法課税対象の場合は消費税率相当分10%を加えた額）と電気料負担額を加えた額とします。（円未満の端数切り捨て）

貸付料の最低価格は売上の20.0%とします。また、指定管理施設（p.2の「4 公募する物件」の網掛けをしてある物件）においては、最低落札価格は売上15.0%とします。それ以上のパーセント数をご提案ください。

指定管理施設に自動販売機を設置する場合は、売上の5%を維持管理費負担額として指定管理者へお支払いいただきます。そのため、指定管理施設においては最低落札価格は売上15.0%としています。

※維持管理費負担額とは…

自動販売機利用者による苦情や雑務（つり銭切れ、両替、商品の誤購入、自動販売機のつまり等への対応）に一時的に対応している業務対価

なお、一部の物件についてはパーセント数が異なりますので、p.2の「4 公募する物件」の「最低価格（%）」をご確認ください。

- (6) 売上とは、消費税及び地方消費税・諸費等を差し引く前の、実際に収入した金額になります。

例：110円（消費税及び地方消費税10円、経費30円）で10本の清涼飲料水を販売した場合、売上は1,100円（110円×10本）になります。

物件一覧表で網掛けとなっていない施設

貸付料算出方法

貸付料＝応募価格（売上の〇．〇％）＋応募価格の消費税率相当分※＋電気料負担額
（※消費税法非課税対象の場合は貸付料に含めません。）

① 応募価格（％）

その自販機の売上の何パーセントを貸付料として納入するかをご提案ください。小数点以下第一位まで記入をお願いします。

最低価格は売上（税込）の 20.0% とします。それ以上のパーセント数をご記入ください。
（一部 20% 以外の物件もあります。）

② 売上

消費税及び地方消費税・諸経費等を差し引く前の、実際に収入した金額になります。

例：110 円（消費税及び地方消費税 10 円、経費 30 円）で 10 本の清涼飲料水を販売した場合、売上は 1,100 円（110 円×10 本）になります。

③ 応募価格の消費税率相当分

応募価格に消費税率相当分を加算します。消費税率の変更があったときは、それに応じて変更するものとします。（消費税法非課税対象の場合は貸付料に含めません。）

④ 電気料負担額

自動販売機の電気料負担額を加算します。

電気料負担額は、その施設の施設電気料単価（参考値：物件調書記載の単価）に消費電力量を乗じたものです。消費電力量は、電力量計（子メーター）を検針した数値によります。

電力量計は自動販売機設置者が設置してください。

物件一覧表で網掛けとなっている施設（指定管理施設）

貸付料算出方法

貸付料＝「応募価格（売上の〇．〇％）＋応募価格の消費税率相当分※＋電気料負担額＋維持管理費負担額（５％）」

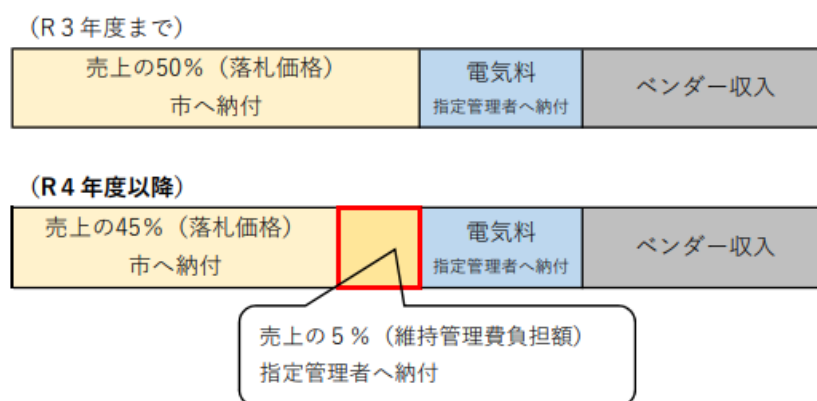
※消費税法非課税対象の場合は貸付料に含めません。

① 応募価格（％）

その自販機の売上の何パーセントを貸付料として納入するかをご提案ください。
小数点以下第一位まで記入をお願いします。

最低価格は売上（税込）の **15.0％** とします。それ以上のパーセント数をご記入ください。**（一部 15％以外の物件もあります。）**

例）自動販売機の売上を 100 とした場合イメージ



② 売上

消費税及び地方消費税・諸経費等を差し引く前の、実際に収入した金額になります。

例：110 円（消費税及び地方消費税 10 円、経費 30 円）で 10 本の清涼飲料水を販売した場合、売上は 1,100 円（110 円×10 本）になります。

③ 応募価格の消費税率相当分

指定管理施設以外の施設（前ページ参照）と同様の取扱いです。

④ 電気料負担額

指定管理施設以外の施設（前ページ参照）と同様の取扱いです。

⑤ 維持管理費負担額

利用者による苦情や雑務（つり銭切れ、両替、つまり対応等）に一時的に指定管理者が対応することへの業務対価で、売上金額の 5 ％を指定管理者が設置事業者に対して請求します。維持管理という役務を提供する際に賦課される消費税 10％は、これに含まれるものとします。

例：売上が 10,000 円であった場合、維持管理費は 500 円（税込）になります。

7 公募申し込み方法

I 参加申し込み

(1) 提出書類

- ① 応募申込書兼誓約書 (pp. 21-22 様式1)

※本社・本店の代表者名及び代表者印をご使用ください。

- ② 暴力団排除に関する誓約書兼同意書 (pp. 23-24 様式2)

※本社・本店の代表者名及び代表者印をご使用ください。

- ③ 参加資格を証する書類として

ア 現在事項全部証明書または住民票 (発行日から3ヶ月以内のもの、写し可)

イ 納税証明書

(静岡市に納税している法人市民税または市民税、前年度分、写し可)

ウ 印鑑証明書 (発行日から3ヶ月以内のもの、写し可)

エ 委任状 (支店等での契約を希望する場合、pp. 29-30)

オ 使用印鑑届 (実印 (印鑑証明書の印) と異なる印を使用する場合。

ただし、受任者がある場合は、委任状に押印があるため不要、p. 31)

カ 自動販売機の設置・営業実績 (書式自由)

(2) 提出期間 令和7年12月8日 (月) から 令和8年1月16日 (金) 16時まで

(3) 提出方法 **持参又は郵送 (必着)**

(4) 提出先 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1
静岡市役所 管財課 (静岡庁舎本館1階)

(5) 提出部数 1部 (複数の物件に申し込む場合でも1部で結構です。)

(6) 参加申込確認 応募書類の審査後、参加資格を満たした方に 参加者番号 を記載した応募申込確認書を 令和8年2月9日 (月) までに発送します。

Ⅱ 応募価格の提出

期日までに、応募価格書を管財課まで 持参 又は 郵送 してください。

応募価格書は、参加者番号を記入した封筒に、1件ごとに入れてください。

- (1) 提出期限 令和8年2月27日（金）16時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出先 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1
静岡市役所 管財課（静岡庁舎本館1階）
- (4) 提出書類 ① 応募価格書（pp. 27-28 様式3）
② 応募価格書用封筒

※表面に物件番号、参加者番号、応募者名を記載してください。

- (5) 注意事項
締め切りまでに管財課に到達しない応募価格書は無効となります。郵送の場合には日時に余裕を見てください。又、書留のご利用をおすすめします。

Ⅲ 契約候補事業者の決定

提出いただいた応募価格書を下記の日に開札し、契約候補事業者を決定します。

※開札は財産管理者毎に実施するため、詳細については各物件調書の財産管理者（担当課）にお問い合わせください。

- (1) 開札日時 令和8年3月3日（火）～令和8年3月6日（金）12時まで
- (2) 選定方法 提出していただいた応募価格書を開札し、静岡市が設定する最低応募価格以上で、最高の応募価格を提案いただいた方を契約候補事業者とします。（条件等については募集要項・物件調書に記載がありますので、必ずご確認ください。）
なお、最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、くじ引きにより決定します。
- (3) 結果連絡 令和8年3月16日（月）12時までに、契約候補事業者のみ、各財産管理者（担当課）より連絡します。
- (4) 結果公開 入札結果（落札者の商号・名称及び落札金額等）は、令和8年3月18日（水）以降に静岡市ホームページに掲載いたします。

Ⅳ 契約締結

各物件の財産管理者（担当課）と契約手続きをお願いします。

8 参加に関する注意事項

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (4) 提出された書類は、静岡市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (5) 応募価格書には応募者の住所、名称及び氏名（個人の場合は住所及び氏名）を記入のうえ、押印してください。
- (6) 応募価格の提案に関する件を代理人に委任している場合は、応募価格書の応募者欄に、代理人の住所、名称及び氏名（個人の場合は住所及び氏名）を記入のうえ、押印してください。
- (7) 提出した応募価格書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (8) 次の各号の一に該当する応募価格書は、無効とします。
 - ① 応募価格を訂正したもの。
 - ② 金額及び氏名その他要件を確認しがたいもの。
 - ③ 応募者が協定して応募したもの。
 - ④ 応募に際して不正の行為があったもの。
 - ⑤ 参加資格のない者が提出したもの。
 - ⑥ 応募者の記名押印のないもの。
 - ⑦ 鉛筆書きのもの。
 - ⑧ 応募価格が小数点以下第一位まで記載されていないもの。
 - ⑨ 指定した日時、場所に提出されなかったもの。
 - ⑩ 電送によるもの。
 - ⑪ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反したもの。
- (9) 市が設定した最低応募価格以上、かつ、最高の価格で応募した者が2者以上ある場合は、くじ引きにより決定します。該当者がくじ引きに出席しない場合は、本件に関係のない職員が該当者の代わりにくじを引きますが、該当者は、その結果に異議を申し立てることはできません。
- (10) 落札者決定後に、落札者が契約締結を辞退する場合は、入札保証金に相当する額の違約金を納付していただきます。

9 契約後に関する注意事項

- (1) 契約書の記載事項を変更したい場合は、自動販売機設置場所賃貸借契約書記載事項変更届（p. 32 様式4）に必要事項を記入して契約担当課へ提出してください。
- (2) 物件調書記載の施設電気料単価・施設水道料単価は参考値であるため、契約開始後に各施設の財産管理者（担当課）または指定管理者に単価を問い合わせてください。
- (3) 売上報告書等の様式は、本募集要項に記載の様式（pp. 19-32）を使用してください。
- (4) 売上報告書の提出は、原則として電子メールで、各施設の財産管理者（担当課）宛てに提出してください。

自動販売機設置場所賃貸借契約書

自動販売機設置場所の賃貸借に関し、貸付人静岡市（以下「甲」という。）は、借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）と次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（貸付物件の表示）

第2条 甲は、次に掲げる市有財産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受けるものとする。

物件番号	所在地	施設名称	貸付場所	貸付面積

（使用目的）

第3条 乙は、甲が公募した際の条件を遵守するとともに、貸付物件を自動販売機の設置場所として自ら使用し、他の用途に使用してはならない。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（貸付料及び納付方法）

第5条 貸付料は、**売上金額（消費税等を含む。）**の〇〇％に消費税率相当分10％（消費税法課税対象の場合に限る。）及び次条に規定する電気料負担額を加算した額とする（それぞれの額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる）。ただし、消費税等の税率が変更された場合には、これに従う。

2 前項に規定する貸付料は、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する日までに支払うものとする。

（電気料負担額）

第6条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機の電気料を負担するものとする。

2 前項に規定する電気料負担額は、施設の実績に基づいて甲が算出した単価に、設置した自動販売機の消費電力量を乗じた額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

※指定管理施設の場合 ただし、電気料を市に支払う等管理形態により変更可）

（貸付料及び納付方法）

第5条 貸付料は、売上金額（消費税等を含む。）の〇〇％に消費税率相当分 10％（消費税法課税対象の場合に限る。）を加算した額とする（それぞれの額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる）。ただし、消費税等の税率が変更された場合には、これに従う。

2 前項に規定する貸付料は、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する日までに支払うものとする。

（電気料及び維持管理費負担額）

第6条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機の電気料及び維持管理費負担額を負担するものとする。

2 前項に規定する負担額は電気料にあつては施設の実績に基づいて施設管理者である指定管理者が算出した単価に、設置した自動販売機の消費電力量を乗じた額と、維持管理費にあつては売上金額（**消費税等を含む。**）の5％の額とし、指定管理者が乙に請求し、乙は指定管理者が指定する金融機関に納入するものとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときにはこれを切り捨てる。

(遅滞金)

第7条 乙は、第5条第2項の規定による納付期限までに貸付料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、遅滞日数1日につき、納付すべき金額の2,000分の1に相当する額の遅滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 乙が、貸付料及び遅滞金を納付すべき場合において、納付した金額が貸付料と遅滞金との合計額に満たないときは、まず遅滞金から充当する。

(売上報告)

第9条 乙は、自動販売機の売上を集金したときは、甲に**売上金額（消費税等を含む。）**を報告するものとする。

2 乙は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を四半期ごとに集計し、売上報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、乙から前項の売上報告書の提出を受けたときは、売上報告に係る貸付料を取りまとめ、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

4 甲は、乙が提出した売上報告書について、必要があるときには、乙に対し詳細な報告を求めることができる。

(貸付物件の引渡し)

第10条 甲は、第4条に規定する貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとし、乙は、引き渡しを受けた後すみやかに自動販売機を設置するものとする。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付物件に存する乙の所有する自動販売機について、増改築、模様替え等により現状を変更しようとするときは、事前にその理由及び計画を書面をもって甲に届け出て、甲の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、貸付物件の賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(保全義務等)

第13条 乙は、市民が安心して自動販売機を利用できるよう、適切にその設置、管理及び商品の販売を行うとともに、善良な管理者の注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。この場合における費用は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、貸付物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、その責任において損害の発生を防止し、損害が発生したときは、その責任においてこれを賠償しなければならない。

(遵守事項等)

第14条 乙は、常に商品の賞味期限に注意するとともに、補充を適切に行わなければならない。

2 乙は、自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、常に清潔を保つよう適切に回収と処理をしなければならない。なお、自社以外の使用済み容器等が投入された場合にも責任をもって処理するものとする。

3 乙は、自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置を講じる等、安全に十分配慮しなければならない。

4 乙は、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情について対応するとともに、自動販売機本体のわかりやすい位置に自動販売機の管理者の会社名又は管理者名並びに故障時の連絡先を明記しなければならない。

(実地調査等)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し、その状況について質問し、実地に調査し、又は参考資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

- (1) 第5条の規定による貸付料の納付がないとき。
- (2) 前4条に規定する義務に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要があると認めたとき。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項に定めるもののほか、乙がこの契約に規定する義務に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。

3 前2項の規定によりこの契約が解除されたときは、既納の貸付料は還付しない。

4 甲は、貸付物件を甲若しくは公共団体において公用若しくは公共用に、又は甲の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、この契約を解除することができる。

5 乙は、第4条に規定する貸付期間中であっても、甲と協議の上この契約を解除することができる。

6 第1項の規定によりこの契約が解除された場合に当事者に生じた損害については、乙がその責めを負うものとする。

(原状回復)

第17条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、自己の負担で貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

い。

2 甲は、乙が前項に規定する義務を履行しないときは、乙に代わってこれを原状回復して、乙にその費用を請求することができる。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄等)

第19条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了した場合又は第16条の規定によりこの契約を解除し、若しくは解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費、有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

2 乙は、貸付物件を返還する場合においては、第16条第4項の規定による場合を除き、一切の補償を要求することができない。

(市長への報告等)

第20条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第21条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長名

乙

売上報告書（令和 年 月～ 月分）

令和 年 月 日

（宛先）静岡市長

（住所）

契約者

（氏名）

標記の件について、下記のとおり報告します。

1 自動販売機の物件番号 _____

2 売上実績

月	売上実績（※）	特記事項等	
年 月	円		
月	円		
月	円		
売上計	円	× % =①	円(円未満切り捨て)
消費税率相当分 (消費税法非課税対象の場合は記載不要)		①×10% =②	円(円未満切り捨て)
計		①+② =③	円

※消費税及び地方消費税・諸経費等を差し引く前の、実際に販売した金額

※根拠資料を求める場合がありますのでご了承ください。

3 電気料負担額

(1) 消費電力量

電力量計 前回示数	電力量計 今回示数	消費電力量
kWh (検針日：令和 年 月 日)	kWh (検針日：令和 年 月 日)	kWh

(2) 電気料負担額

(1) 消費電力量 ×	施設電気料単価	電気料負担額
	円 = ④	円(円未満切り捨て)

4 貸付料（③売上実績割合額+④電気料負担額） _____ 円

5 その他報告事項

指定管理施設の場合

売上報告書（令和 年 月～ 月分）

令和 年 月 日

（宛先）静岡市長

（住所）

契約者

（氏名）

標記の件について、下記のとおり報告します。

1 自動販売機の物件番号 _____

2 売上実績

月	売上実績（※）	特記事項等
年 月	円	
月	円	
月	円	
売上計	円	× % =① 円(円未満切り捨て)
消費税率相当分 (消費税法非課税対象の場合は記載不要)		①×10% =② 円(円未満切り捨て)
計		①+② =③ 円

※消費税及び地方消費税・諸経費等を差し引く前の、実際に販売した金額

※根拠資料を求める場合がありますのでご了承ください。

3 貸付料（③売上実績割合額） _____円

4 その他報告事項

静岡市自動販売機設置事業者募集

応募申込書兼誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市長

応募申込者

住 所

名 称

印

氏 名

担当者

担当者氏名

連絡先

静岡市の「自動販売機設置事業者募集要項」にもとづいて応募を申し込みます。

なお、同要項の参加資格を満たしていることを誓約します。

記

1 申込物件 (応募する全ての物件番号の申込み欄に○を記載してください。)

物件番号	8-1-1	8-2-1	8-2-2	8-2-3	8-3-1	8-4-1	8-5-1	8-6-1	8-6-2	8-6-3
申込み										
物件番号	8-7-1	8-7-2	8-8-1	8-8-2	8-9-1	8-9-2	8-9-3	8-9-4	8-10-1	8-10-2
申込み										
物件番号	8-10-3	8-10-4	8-10-5	8-10-6	8-11-1	8-12-1	8-12-2	8-12-3	8-12-4	8-12-5
申込み										
物件番号	8-12-6	8-13-1	8-13-2	8-13-3	8-13-4	8-13-5	8-13-6	8-13-7	8-13-8	8-13-9
申込み										
物件番号	8-13-10	8-13-11	8-13-12	8-13-13	8-13-14	8-13-15	8-14-1	8-15-1	8-15-2	8-15-3
申込み										
物件番号	8-15-4	8-15-5	8-15-6	8-15-7	8-15-8	8-15-9	8-15-10	8-15-11	8-15-12	8-15-13
申込み										

物件番号	8-15-14	8-15-15	8-15-16	8-15-17	8-15-18	8-15-19	8-15-20	8-15-21	8-15-22	8-16-1
申込み										
物件番号	8-16-2	8-17-1	8-17-2	8-18-1	8-18-2	8-18-3	8-18-4	8-18-5	8-18-6	8-18-7
申込み										
物件番号	8-18-8	8-18-9	8-18-10	8-18-11	8-18-12	8-18-13	8-18-14	8-18-15	8-18-16	8-18-17
申込み										
物件番号	8-18-18	8-18-19	8-18-20	8-18-21	8-18-22	8-18-23	8-18-24	8-18-25	8-18-26	8-18-27
申込み										
物件番号	8-18-28	8-18-29	8-18-30	8-18-31	8-18-32	8-18-33	8-18-34	8-18-35	8-18-36	8-18-37
申込み										
物件番号	8-18-38	8-18-39	8-18-40	8-18-41	8-18-42	8-18-43	8-18-44	8-18-45	8-18-46	8-18-47
申込み										
物件番号	8-18-48	8-18-49	8-18-50	8-18-51	8-18-52	8-18-53	8-18-54	8-18-55	8-18-56	8-18-57
申込み										
物件番号	8-18-58	8-19-1	8-19-2	8-19-3	8-19-4	8-20-1	8-20-2			
申込み										

※募集要項及び物件調書をご確認の上応募してください。条件外の応募をされた場合、応募価格書は無効とさせていただきます。

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所	法人にあっては、本店所在地
商号又は名称 代表者職氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

- 1 当社（私）は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
 - (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
 - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社（私）は、静岡市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社（私）は、本誓約書兼同意書及び別紙役員等氏名一覧に記載した情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社（私）は、別紙役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 5 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第 1 項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 6 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第 1 項各号に該当するものと判明し、静岡市から是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。

以上

商号又は名称 _____

役員等氏名一覧

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)

(注)

- 1 個人の場合は、本人についてのみ記載し、その記載内容を確認できる書類（運転免許証の写し等）を添付してください。
- 2 法人の場合は、法人登記の現在事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員（取締役、監査役等のほか、支配人が契約を締結する場合には、その者も含む。）全員を記載し、**現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（申請日から3月以内に発行されたもの。写し可）**を添付してください。
- 3 **委任先がある場合は、受任者についても記載してください。**
- 4 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適正に管理いたします。

＜記載例 法人の場合＞

別紙には、商業登記簿謄本の役員に関する事項に記載されている役員全員の氏名（フリガナを含む）及び生年月日を記載してください。契約の相手方を支店等に委任されている場合は支店長等についても記載してください。

別紙

役員等氏名一覧

	氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)
①	シズメ ジュウロウ	清水 十郎	S×年×月×日
②	シズメ ハナコ	静岡 花子	S×年×月×日
③	スガ タロウ	駿河 太郎	S×年×月×日
④	シズメ ジロウ	静岡 次郎	H×年×月×日
⑤	シズメ サブロウ	清水 三郎	H×年×月×日

商業登記簿謄本の役員に関する事項

役員に関する事項	取締役 清水 十郎 ①	令和〇〇年〇月〇日重任
		令和〇〇年〇月〇日登記
	静岡市葵区××丁目×番×号 代表取締役 静岡 花子 ②	令和〇〇年〇月〇日重任
		令和〇〇年〇月〇日登記
	<u>静岡市葵区××丁目×番×号</u> 代表取締役 静岡 一郎	令和〇〇年〇月〇日重任
		令和〇〇年〇月〇日登記
		令和〇〇年〇月〇日退任
	<u>静岡市葵区△△丁目△番△号</u> 代表取締役 駿河 太郎	令和〇〇年〇月〇日就任
		令和〇〇年〇月〇日登記
		令和〇〇年〇月〇日重任
	静岡市葵区△△丁目△番△号 代表取締役 駿河 太郎 ③	令和〇〇年〇月〇日就任
		令和〇〇年〇月〇日登記
	監査役 静岡 次郎 ④ (社外監査役)	令和〇〇年〇月〇日就任
		令和〇〇年〇月〇日登記
	会計監査人 静岡清水監査法人	令和〇〇年〇月〇日重任
		令和〇〇年〇月〇日登記

抹消されている役員は記載しないでください

役員が法人の場合は記載しないでください

＜記載例 個人の場合＞

別紙には、誓約書に署名されている方の氏名（フリガナを含む）及び生年月日を記載してください。

＜記載例＞

別紙

役員等氏名一覧

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)
フリガナを記載	□□ □□	S×年×月×日

※記載内容を確認できる書類（運転免許証の写し等）を添付してください。

応 募 価 格 書

1 応 募 物 件 物件番号_____

施 設 名_____

この物件について、募集要項及び契約内容について承諾の上、下記の応募価格（売上に乗ずる貸付料率）で申し込みます。

記

	十の位	一の位	小数点以下 第一位	
応募価格			.	%

ただし、貸付料は、売上金額（消費税等を含む。）に上記の率を乗じたものに、消費税法課税対象の場合は消費税相当分を加え、さらに別途算出される電気料負担額を加えたもの

令和 年 月 日

（宛先）静岡市長

課税業者 免税業者

住 所
応募者 名 称
氏 名



応 募 価 格 書

1 応 募 物 件 物件番号_____

施 設 名_____

この物件について、募集要項及び契約内容について承諾の上、下記の応募価格（売上に乗ずる貸付料率）で申し込みます。

記

	十の位	一の位	小数点以下 第一位	
応募価格			.	%

ただし、貸付料は、売上金額（消費税等を含む。）に上記の率を乗じたものに、消費税法課税対象の場合は消費税相当分を加え、さらに別途算出される電気料負担額及び維持管理費負担額を加えたもの

令和 年 月 日

（宛先）静岡市長

課税業者 免税業者

住 所

応募者 名 称

氏 名



委 任 状

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所又は所在地

委任者 氏名又は名称

(実印)

代表者職・氏名

自動販売機設置のための静岡市との賃貸借契約に関し、次の者を代理人に定め、下記事項に関する権限を委任します。

記

1 受任者 住所又は所在地

氏名又は名称

(印)

代表者職・氏名

2 委任事項

- (1) 応募価格の提案に関する件
- (2) 契約の締結に関する件
- (3) 復代理人の選任に関する件
- (4) その他契約に付随する一切の件
- (5) 売り上げ報告に関する事

3 委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

委 任 状

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所又は所在地

委任者 氏名又は名称

(実印)

代表者職・氏名

自動販売機設置のための静岡市との賃貸借契約に関し、次の者を代理人に定め、下記事項に関する権限を委任します。

記

1 受任者 住所又は所在地

氏名又は名称

(印)

代表者職・氏名

2 委任事項 (1) 売り上げ報告に関する事

3 委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

使 用 印 鑑 届

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所又は所在地

委任者 氏名又は名称

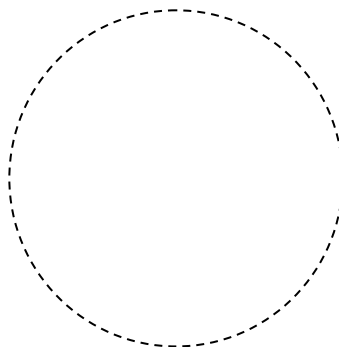
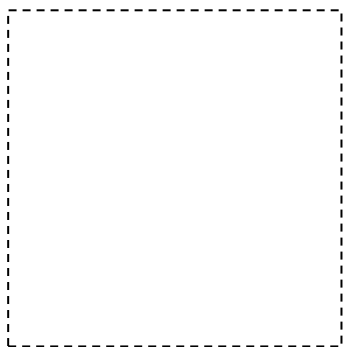
(実印)

代表者職・氏名

自動販売機設置のための静岡市との賃貸借契約に関して使用する印鑑として、下記の印鑑を届け出ます。

記

1 使用印鑑



2 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

※実印（登録印）と違う印鑑を使用する場合に、この使用印鑑届を提出してください。
受任者がある場合は委任状に押印があるため不要です。

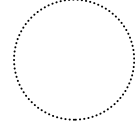
自動販売機設置場所賃貸借契約書記載事項変更届

令和 年 月 日

(宛先) 静岡県 市長

申請者 所在地
(住所)
商号又は名称
代表者氏名

実印



先に締結しました自動販売機設置場所賃貸借契約書について、下記のとおり変更したので届出ます。
なお、この変更届の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

添付書類（登記事項証明書等の証明書類は、3か月以内に作成されたものであること。写し可）

（登記事項証明書発行までに期間を要する場合は、取締役会議録に代表者による原本証明）

- ☐ 組織変更（法人成りの場合を含む。） 登記事項証明書・印鑑証明書・委任状・許可証明書・暴力団排除に関する誓約書兼同意書・役員等氏名一覧
- ☐ 合併、分割又は営業譲渡 登記事項証明書（関係企業）・合併又は分割の契約書又は計画書・営業譲渡の契約書・公正取引委員会への届出に係る受理書・印鑑証明書・暴力団排除に関する誓約書兼同意書・役員等氏名一覧・事業を継続する場合で許可の継承又は新規取得を伴うときは、当該継承等関係書類
- ☐ 商号又は名称変更 登記事項証明書・印鑑証明書
- ☐ 代表者情報変更 登記事項証明書・印鑑証明書・（委任状）・暴力団排除に関する誓約書兼同意書・役員等氏名一覧
- ☐ 本店所在地変更 登記事項証明書（住居表示による所在地の変更を含む。）
- ☐ 受任者新設 登記事項証明書・委任状・使用印鑑届・暴力団排除に関する誓約書兼同意書・役員等氏名一覧
- ☐ 受任者情報変更 登記事項証明書・委任状・暴力団排除に関する誓約書兼同意書・役員等氏名一覧
- ☐ 支店等所在地変更 届出書のみ
- ☐ 許可内容変更及び許可更新 許可証明書
- ☐ 使用印変更 届出書のみ
- ☐ 営業種目変更 届出書のみ
- ☐ 申請者死亡（個人） 除籍抄本・承継者の身分証明書及び登記事項証明書・承諾書（相続関係者の実印使用）・承継者及び相続関係者の印鑑証明書・暴力団排除に関する誓約書兼同意書・役員等氏名一覧
- ☐ 実印変更 印鑑証明書
- ☐ 電話・FAX番号変更 届出書のみ
- ☐ 解散又は廃業 届出書のみ

案 内 図



【提出場所】〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1
静岡市役所静岡庁舎本館1階 財政局財政部管財課

【交 通】 JR 静岡駅から徒歩 10 分
静岡電車「新静岡駅」から徒歩 5 分
静岡バス「県庁・静岡市役所葵区役所」下車
公共交通機関をご利用ください。

※応募要項は次の場所で配付しています。また、静岡市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

【応募要項配付場所】 静岡市役所 管財課

【静岡市ホームページ】 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/jigyousyabosyu/s003681.html>

